# 議決権の行使についての参考書類

# 1. 総株主の議決権の数

668,881個

# 2. 議案および参考事項

#### 第1号議案 第100期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類(30頁)に記載のとおりであります。

当期の利益配当につきましては、本年4月をもって創立20周年を迎えましたのでこれを記念し、これまでの株主の皆様方のご支援にお応えするため、1株につき5円の普通配当に加えて2円の記念配当を実施させていただきたいと存じます。これにより、中間配当金と合計した年間配当金は1株につき10円となり、前期に比べ2円増配となります。

また、役員賞与につきましては、当期の業績等を考慮して、取締役18名、監査役5名に対し、前期より250万円(うち監査役分30万円)減額し、6,500万円(うち監査役分1,510万円)支給することといたしたいと存じます。

なお、租税特別措置法の規定に基づく特別償却準備金および固定資産圧縮積立金の積立てをそれぞれ行っております。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1)経営の意思決定・管理監督機能と業務執行機能をより明確に分離し、それ ぞれの機能強化を図ることを目的として執行役員制度を導入することに伴 い、取締役の定員を30名から15名に変更することとし、現行定款第18条(定 員および選任)について所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第19条(任期)について所要の変更を行うものであります。
- (3)「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、次のとおり所要の変更を行うものであります。
- ①定款の定めるところにより、会社が行うべき公告を電子公告とすることが 認められたことに伴い、公告の方法を電子公告とすることとし、現行定款 第4条(公告の方法)について所要の変更を行うものであります。
- ②インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。
- ③取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。
- ④その他、会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う 条数の変更等所要の変更を行うものであります。

# 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条(商 号) 当会社はコスモ石油株式会社と称する。英 文では COSMO OIL COMPANY, LIMITEDと表示する。	(現行どおり) 第1条(商 号) 当会社は、コスモ石油株式会社と称する。 英文では COSMO OIL COMPAN Y, LIMITEDと表示する。
第2条(目 的) 当会社は次の事業を営むことを目的とする。 1 (略) く と (略) 22 (略)	第2条(目 的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 (現行どおり) く く (現行どおり)
第3条(本店の所在地) 当会社は本店を東京都港区に置く。	第3条(本店の所在地) 当会社は <u></u> 本店を東京都港区に置く。
(新設)	第4条 (機関)         当会社は、株主総会および取締役のほか、         次の機関を置く。         (1) 取締役会         (2) 監査役         (3) 監査役会         (4) 会計監査人
第 <u>4</u> 条 (公告 <u>の</u> 方法) 当会社の公告は <u>東京都において発行する</u> 日 本経済新聞に掲載して <u>これを</u> 行う。	第 <u>5</u> 条 (公告方法) 当会社の公告 <u>方法</u> は <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u> 日本経済新聞に掲載して行う。

#### 変 重

#### 第2章 株 式

# (現行どおり)

当会社の発行可能株式総数は、17億株とす

#### 第5条(発行する株式の総数)

当会社の発行する株式の総数は17億株とす る。ただし、株式の消却が行われた場合に は、これに相当する株式数を減ずる。

#### (新設)

# 第7条(株券の発行)

る。

当会社は、株式に係る株券を発行する。

#### 第6条(自己株式の取得)

の不発行)

当会社は、商法第211条/3第1項第2号の 規定により、取締役会の決議をもって自己株 式を買受けることができる。

# 第7条(1単元の株式数および単元未満株券

当会社の1単元の株式の数は1,000株と

当会社は1単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という) に係わる株 券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定 めるところについてはこの限りでない。

#### 第8条(単元未満株式の買増し)

当会社の単元未満株式を有する株主(実質 株主を含む。以下同じ)は、株式取扱規程に 定めるところにより、その単元未満株式の数 と併せて1単元の株式の数となるべき数の株 式を売り渡すべき旨を請求することができ る。

#### 第9条 (株券の種類)

当会社が発行する株券の種類は取締役会の 定める株式取扱規程による。

# 第8条(自己の株式の取得)

第6条(発行可能株式総数)

当会社は、会社法第165条第2項の規定によ り、取締役会の決議によって市場取引等によ り自己の株式を取得することができる。

### 第9条(単元株式数および単元未満株券の不 発行)

当会社の単元株式数は、1,000株とする。 当会社は、第7条の規定にかかわらず、単 元未満株式に係る株券を発行しない。ただ し、株式取扱規程に定めるところについては この限りでない。

#### 第10条(単元未満株式の買増し)

当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ) は、株式取扱規程に定めるところにより、そ の有する単元未満株式の数と併せて単元株式 数となる数の株式を売り渡すことを請求する ことができる。

#### (糾除)

#### 変 更 案

#### 第10条 (名義書換代理人)

当会社は<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。

<u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は 取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告 する。

当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。 以下同じ)および株券喪失登録簿<u>は名義書換</u> 代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名 義書換、質権の登録、信託財産の表示または これらの抹消、株券喪失登録の手続き、単元 未満株式の買取りおよび買増し、株券の交付、 届出の受理、実質株主通知の受理等株式に関 する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会 社においてはこれを取扱わない。

#### 第11条 (氏名・住所・印鑑等の届出)

株主、登録質権者またはその法定代理人 は、その氏名、住所および印鑑を当会社所定 の名義書換代理人に届出なければならない。 これを変更したときも同様とする。

前項に掲げた者が外国に居住するときは、 日本国内に通知を受ける場所または代理人を 定め、当会社所定の名義書換代理人に届出な ければならない。これを変更したときも同様 とする。

前2項の届出のなかった者に対しては当会 社は通知、催告等の責に任じない。

#### 第12条 (株式取扱)

株式の名義書換、質権の登録、信託財産の 表示またはこれらの抹消、株券喪失登録の手 続き、単元未満株式の買取りおよび買増し、 株券の再交付、実質株主通知の受理その他株 式に関する手続きおよび手数料については、 取締役会の定める株式取扱規程による。

#### 第11条(株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所 は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公 告する。

当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。 以下同じ)<u>新株予約権原</u>簿および株券喪失 登録簿<u>の作成ならびに備置きその他の株主名</u> <u>簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に 関する事務は<u>これを株主名簿管理人に委託</u> し、当会社においては取扱わない。

#### (削除)

## 第12条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

#### 変 更 案

#### 第13条(基準日)

当会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に 記載または記録された株主をもって、その決 算期に関する定時株主総会において権利を行 使することができる株主とする。

前項のほか必要がある場合は、取締役会の 決議により予め公告して、基準日を定めることができる。

#### 第3章 株主総会

#### 第14条 (招集)

当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、 臨時株主総会は必要がある場合に随時これを 招集する。

(新設)

#### 第15条 (議長)

株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。

(略)

(新設)

#### 第16条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または<u>この</u>定款に 別段の定めがある場合を除き出席した株主の 議決権の過半数をもってこれを決する。

#### (削除)

#### (現行どおり)

#### 第13条(招集)

当会社の定時株主総会は<u></u>毎年6月に招集 し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

#### 第14条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日 は、毎年3月31日とする。

# 第15条 (議 長)

株主総会の議長は<u></u>取締役社長がこれに当たる。

(現行どおり)

第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### 第17条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または<u>本</u>定款に別段の定めがある場合を除き<u></u>出席した<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の過半数をもって行う。

<u>商法第343条</u>に定める<u>特別</u>決議は、<u>総株主</u>の 議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の3分の2以上をもって<u>これを決</u>する。

#### 第17条 (議決権の代理行使)

株主は当会社の議決権を<u>行使することができる</u>株主を代理人として、その議決権<u>の</u>行使を委任することができる。

(新設)

#### 第4章 取締役および取締役会

#### 第18条 (定員および選任)

当会社の取締役は<u>30</u>名以内とし、株主総会で選任する。

取締役の選任<u>について</u>は、<u>株主総会において総株主</u>の議決権の3分の1以上有する株主が出席することを要する。

取締役の選任決議<u>について</u>は累積投票によ らない。

#### 第19条 (任 期)

取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決</u> <u>算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとす る。

増員として選任された取締役または任期の 満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期 の満了すべき時までとする。

#### 第20条(取締役会)

取締役会は法令または<u>この</u>定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。

#### 変 更 案

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第18条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を<u>有する他の</u>株主 1<u>名</u>を代理人として、その議決権<u>を</u>行使する ことができる。

株主または代理人は、株主総会ごとに代理 権を証明する書面を当会社に提出しなければ ならない。

#### (現行どおり)

#### 第19条 (定員および選任)

当会社の取締役は<u>15</u>名以内とし、株主総会において選任する。

取締役の選任<u>決議</u>は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席<u>し、その議決権の過半数を</u>もって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

#### 第20条 (任 期)

取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。

(削除)

#### 第21条(取締役会)

取締役会は<u>、</u>法令または<u>本</u>定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。

変 更 案

取締役会は取締役会長がこれを招集し議長となる。取締役会長が欠員のときまたは事故あるときは、取締役社長がこれに当たり、取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

取締役会の招集通知は会日の4日前までに 各取締役および各監査役に対し発する。ただ し、緊急の場合は更にこれを短縮することが できる。

取締役会は取締役の過半数の出席を要し、 その過半数をもって決議する。

(新設)

(新設)

#### 第21条(代表取締役および役付取締役)

取締役会<u>の</u>決議<u>をもって</u>代表取締役を<u>定め</u>る。

取締役会<u>の</u>決議<u>をもって</u>取締役名誉会長、 取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役 各若干名を置くことができる。

(新設)

#### 第22条 (報酬および退職慰労金)

取締役の報酬<u>および退職慰労金</u>は株主総会の決議<u>をもって</u>定める。

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。取締役会長が欠員のときまたは事故があるときは、取締役社長がこれに当たり、取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

取締役会の招集通知は、会日の4日前まで に各取締役および各監査役に対し発する。た だし、緊急の場合は更にこれを短縮すること ができる。

(削除)

取締役および監査役の全員の同意があると きは、招集の手続きを経ないで取締役会を開 催することができる。

#### 第22条(取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第23条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会<u>は、その</u>決議<u>によって</u>代表取締役 を選定する。

取締役会<u>は、その</u>決議<u>によって</u>取締役名誉会長、取締役会長、取締役副会長、取締役社 長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務 取締役各若干名を定めることができる。

# 第24条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定 <u>款のほか、</u>取締役会において定める取締役会 規程による。

#### 第25条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。

# 変 更 案

(現行どおり)

#### 第5章 監査役および監査役会

#### **弗3早 監査役わよい監査役会**

#### 第23条 (定員および選任)

当会社の監査役は5名以内とし、株主総会で選任する。

監査役の選任<u>について</u>は、<u>株主総会において総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。

#### 第24条 (任. 期)

監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決</u> 算期に関する定時株主総会終結の時までとす る。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

#### 第25条(常勤監査役)

<u>監査役は、互選により</u>常勤の監査役を<u>定め</u> る。

#### 第26条(監査役会)

監査役会は法令に定める事項のほか、監査 役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役 の職務の執行に関する事項を決定する。

監査役会の招集通知は会日の4日前までに 各監査役に対し発する。ただし、緊急の場合 は更にこれを短縮することができる。

監査役会は法令に別段の定めがある場合を 除き、その過半数をもって決議する。

(新設)

#### (3-11 - 1

#### 第26条 (定員および選任)

当会社の監査役は<u>5</u>3名以内とし、株主総会で選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第27条 (任 期)

監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査 役の任期の満了する時までとする。

#### 第28条 (常勤の監査役)

<u>監査役会は、その決議によって</u>常勤の監査 役を<u>選定する</u>。

#### 第29条(監査役会)

監査役会は、法令に定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

監査役会の招集通知は、会日の4日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の場合は更にこれを短縮することができる。

<u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>

#### 第30条(監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または本定 款のほか、監査役会において定める監査役会 規程による。

# 変 更 案

#### 第27条 (報酬および退職慰労金)

監査役の報酬<u>および退職慰労金</u>は株主総会の決議<u>をもって</u>定める。

#### 第6章 計 算

#### 第28条(営業年度および決算)

当会社の<u>営業</u>年度は毎年4月1日から翌年3月31日まで<u>とし、毎営業年度末日に決算を</u>行う。

#### 第29条 (利益配当金)

利益配当金は毎決算期の最終の株主名簿に よってこれを支払う。

(新設)

#### 第30条(中間配当)

当会社は<u>取締役会の決議により</u>毎年9月30日<u>の最終の株主名簿</u>によって中間配当<u>(商</u>法第293条/5の規定による金銭の分配をいう)を行うことができる。

#### 第31条(転換社債の転換時期)

転換社債の転換請求により発行された株式の最初の利益配当金または中間配当金については、4月1日から9月30日までおよび10月1日から翌年3月31日までを、それぞれ営業年度とみなし、転換請求のなされた日の属する営業年度のはじめに転換があったものとみなす。

#### 第32条 (利益配当金等の除斥期間)

利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払の義務を免れる。

#### 第31条 (報酬等)

監査役の報酬等は<u>株主総会の決議によっ</u> て定める。

(現行どおり)

#### 第32条 (事業年度)

当会社の<u>事業</u>年度は<u></u>毎年4月1日から翌年3月31日まで<u>の1年とする</u>。

#### 第33条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31 日とする。

<u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当</u> をすることができる。

#### 第34条(中間配当)

当会社は<u></u>毎年9月30日<u>を基準日として</u> <u>取締役会の決議</u>によって中間配当を<u>する</u>こと ができる。

(削除)

#### 第35条(配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

# 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社 の株式の数
1	岡 部 敬一郎 (昭和7年7月23日生)	昭和31年4月 丸善石油株式会社入社 昭和57年6月 同社取締役 昭和61年4月 当社取締役 昭和62年6月 当社常務取締役 平成4年6月 当社代表取締役専務取締役 平成5年6月 当社代表取締役社長 平成11年6月 当社代表取締役会長兼社長 平成16年6月 当社代表取締役会長(現職) <他の会社の代表状況> カタール石油開発株式会社代表取締役社長 合同石油開発株式会社代表取締役社長	63, 000株
2	木 村 彌 一 (昭和15年5月20日生)	昭和38年4月 大協石油株式会社入社 平成5年6月 当社取締役 平成8年6月 当社常務取締役 平成10年6月 当社代表取締役專務取締役 平成13年6月 当社代表取締役副社長 平成16年6月 当社代表取締役社長(現職)	57,000株
3	森 川 桂 造 (昭和23年1月29日生)	昭和46年4月 大協石油株式会社入社 平成12年4月 当社経営企画部長兼ネット事業部長 平成12年6月 当社取締役企画1部長 平成14年6月 当社常務取締役 平成16年6月 当社専務取締役(現職)	24,000株
4	古 薗 雅 英 (昭和23年4月15日生)	昭和48年4月 丸善石油株式会社入社 平成11年6月 当社技術部長 平成13年6月 当社取締役技術部長 平成14年6月 当社常務取締役(現職)	26,000株
5	保 坂 賢 二 (昭和23年6月13日生)	昭和47年4月 丸善石油株式会社入社 平成12年6月 当社海外部長 平成13年6月 当社取締役海外部長 平成14年6月 当社常務取締役(現職) <他の会社の代表状況> 英国コスモ石油株式会社代表取締役会長	25, 000株
6	近藤直正 (昭和22年12月11日生)	昭和47年4月 丸善石油株式会社入社 平成13年6月 当社研究開発部長 平成14年6月 当社取締役研究開発部長 平成16年6月 当社常務取締役(現職)	26,000株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社 の株式の数
7	川 名 薫 (昭和24年12月2日生)	昭和49年4月 大協石油株式会社入社 平成12年6月 当社ネット事業部長 平成14年6月 当社総務部長 平成15年6月 当社取締役総務部長 平成17年6月 当社常務取締役(現職)	17,000株
8	宮 本 諭 (昭和25年10月12日生)	昭和49年4月 丸善石油株式会社入社 平成12年6月 当社財務部長 平成15年6月 当社取締役財務部長 平成17年6月 当社常務取締役(現職)	12,000株

# 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 松宮義久氏は、本総会終結の時をもって辞任されることとなりましたので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

なお、近藤良紹氏は、社外監査役の候補者であります。

氏 名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社 の株式の数
近藤良紹 (昭和18年6月18日生)	昭和44年4月 弁護士登録 昭和55年11月 セントラル法律事務所設立 平成15年10月 佐野近藤法律事務所	0株

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員 退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

取締役 寿賀清三、清水美知男、澤田正敏、松下英夫、矢嶋隆司、周布兼定、鈴木兼介、丸川 元、青柳 潔、佐藤吉幸の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任され、監査役 松宮義久氏は、本総会終結の時をもって辞任されることとなりました。つきましては、これら各氏の在任中の功労に報いるため、当社所定の基準および慣例に従い、相当額の範囲内において、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、時期、方法等は、退任取締役については取締役会 に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次の	とおりであります。

E	E	彳	<u></u>		略		歴	
寿	賀	清	三	平成15年6月	当社取締役	(現職)		
清	水	美矢	中男	平成15年6月	当社取締役	(現職)		
澤	田	正	敏	平成15年6月	当社取締役	(現職)		
松	下	英	夫	平成16年6月	当社取締役	(現職)		
矢	嶋	隆	司	平成16年6月	当社取締役	(現職)		
周	布	兼	定	平成16年6月	当社取締役	(現職)		
鈴	木	兼	介	平成16年6月	当社取締役	(現職)		
丸	Щ		元	平成17年6月	当社取締役	(現職)		
青	柳		潔	平成17年6月	当社取締役	(現職)		
佐	藤	吉	幸	平成17年6月	当社取締役	(現職)		
松	宮	義	久	平成15年6月	当社常勤監	<b></b>		·

また、当社は本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを 平成18年3月28日開催の取締役会において決議いたしました。これに伴い、第 3号議案をご承認いただくことを条件として重任される取締役 岡部敬一郎、 木村彌一、森川桂造、古薗雅英、保坂賢二、近藤直正、川名 薫、宮本 諭の 各氏および任期中の監査役 鈴木 信、安藤弘一、清水 豊、宮本 一の各氏 に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準および慣例に従い、相当 額の範囲内において、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を 贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、時期、方法等は、取締役については取締役会に、 監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

E	E	名	<u></u>		略	歴
岡	部	敬-	- 良ß	昭和57年6月昭和61年4月昭和62年6月平成4年6月平成5年6月平成5年6月平成11年6月平成11年6月	丸善石油株式会社取締役 当社取締役 当社常務取締役 当社代表取締役専務取締役 当社代表取締役社長 当社代表取締役会長兼社長 当社代表取締役会長(現職)	
木	村	彌	_	平成5年6月 平成8年6月 平成10年6月 平成13年6月 平成16年6月	当社取締役 当社常務取締役 当社代表取締役専務取締役 当社代表取締役副社長 当社代表取締役社長(現職)	
森	Л	桂	造	平成12年6月 平成14年6月 平成16年6月	当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役(現職)	
古	薗	雅	英	平成13年6月 平成14年6月	当社取締役 当社常務取締役(現職)	
保	坂	賢	<u></u>	平成13年6月 平成14年6月	当社取締役 当社常務取締役(現職)	
近	藤	直	正	平成14年6月 平成16年6月	当社取締役 当社常務取締役(現職)	
JII	名		薫	平成15年6月 平成17年6月	当社取締役 当社常務取締役(現職)	
宮	本		諭	平成15年6月 平成17年6月	当社取締役 当社常務取締役(現職)	
鈴	木		信	平成15年6月	当社常勤監査役(現職)	
安	藤	弘	-	平成15年6月	当社常勤監査役 (現職)	
清	水		豊	平成17年6月	当社常勤監査役 (現職)	
宮	本		_	平成6年6月	当社監査役 (現職)	

以上

メ	₹